

平成 28 年 2 月 8 日

投資家各位

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

NZAM キャッシュ・アルファ・ファンドの約款変更について（ご案内）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

弊社業務につきましては、毎々格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「NZAM キャッシュ・アルファ・ファンド」につきましては、先般発表されたわが国の金融政策の変更を受け、今後、運用利回りの大幅な低下が想定されることから、投資信託財産の毀損および元本割れを回避するため、下記のとおり監査費用のファンドからの支弁を停止する旨の約款変更を行うことといたしました。

なお、弊社では、本件約款変更が投資信託及び投資法人に関する法律、ならびに投資信託約款に定める「変更の内容が重大なもの」に該当しないと認識しており、約款変更の実施にあたり、書面による決議は行いません。

投資家各位におかれましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、変更内容についてご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 適用日

平成 28 年 2 月 9 日（火）

2. 変更内容

別紙のとおり。

3. 今後のスケジュール

- (1) 平成 28 年 2 月 8 日（月） 受託行の同意書受領／変更内容の金融庁届出
- (3) 平成 28 年 2 月 9 日（火） 受託行との変更契約締結（新約款の適用日）

以上

追加型証券投資信託 NZAM キャッシュ・アルファ・ファンド

・変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>(信託事務の諸費用)</p> <p>第 34 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(消費税に相当する金額を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>(削除)</p>	<p>(信託事務の諸費用)</p> <p>第 34 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、<u>信託財産の財務諸表の監査に要する費用</u>(消費税に相当する金額を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>② <u>信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末に信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて計算し、毎月の最終営業日または信託終了のときに投資信託財産中より支弁します。</u></p>